

別表

支援の対象者	大学自転車部等（※定義1参照）		
要件・条件	<p>いわき市内で「自転車合宿」（※定義2参照）を行う場合のうち、次の条件をいずれも満たすこと。</p> <p>（1）いわき市内の宿泊施設に宿泊すること。</p> <p>（2）4人以上で実施すること。</p> <p>（3）同一年度内における申請が3回以内であること。</p>		
支援経費	宿泊費	<p>宿泊料</p> <p>※通常の宿泊プランに含まれる飲食代は含む。</p> <p>※キャンセル料、各種追加料金（ルームサービス料、追加の飲食代等）、入湯税等については対象外。</p> <p>※支援上限額は、1泊につき11,800円とする。</p>	
	高速道路及び有料道路通行料	最も経済的かつ合理的と認められる経路において生じた実費額とする。	
	交通費	<p>1 自動車使用の場合</p> <p>大学所在地又は大学自転車部等の活動拠点から合宿の拠点となる宿泊施設までの往復の経路にかかる燃料費とし、次の方法により計算された額を燃料費とする。</p> <p>※自動車借上に要する経費は対象外</p> <p>（1）燃料費の額は1キロメートルにつき25円。</p> <p>（2）路程は、最も経済的かつ合理的と認められる経路を往復した場合の距離数とする。ただし、1キロメートル未満の端数は切り捨てとする。</p> <p>2 自動車以外の交通手段の場合</p> <p>福島県旅費条例（昭和28年福島県条例第24号、条例という。）の例による。ただし、条例第19条の規定は対象外とする。</p>	
支援額	上限額は以下のとおり。		
	人数	4人以上7人以下	8人以上
	上限額	100,000円	150,000円
定義	<p>1 大学自転車部等とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条で定める大学（短期大学を含む）、高等専門学校自転車部又はこれに類する部活動等の団体をいう。</p> <p>2 対象となる合宿は、前項の大学自転車部等に所属する学生、指導者等関係者が当該団体の活動の一環として自転車競技の技術向上等を目的に実施する合宿（「自転車合宿」と言う。）とする。</p>		
手続き	<p>1 自転車合宿を開始しようとする日から起算して5営業日前までに、次の書類を提出すること。</p> <p>（1）合宿計画書</p> <p>（2）その他必要と認められる書類</p> <p>2 自転車合宿完了の日から起算して10日を経過する日、又は自転車合宿完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次の書類を提出すること。</p> <p>（1）合宿報告書</p> <p>（2）支援対象経費の領収書等の写し</p> <p>（3）支援金の振込先口座の預貯金通帳の写し（インターネット専業銀行の場合は振込先口座を確認できる書類等の写し）</p> <p>（4）その他必要と認められる書類</p>		